共同企業体構成届出書

　　年　　月　　日

酒田市教育委員会　　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体名

代表者　団体の所在地

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　代表者名　　　　　　　　　　㊞

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

（仮称）酒田市コミュニケーションポート及び八幡分館・松山分館・ひらた図書センターの指定管理者に申請するため、次の団体は共同企業体を構成し、酒田市との間における下記の事項に関する権限を代表者に委任します。

指定管理者に指定された場合は、各構成団体は（仮称）酒田市コミュニケーションポート及び八幡分館・松山分館・ひらた図書センターの指定管理者としての業務の遂行及びこれに伴う共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

|  |  |
| --- | --- |
| 構成団体（代表者・受任者） | 所在地 |
| 名　称 |
| 代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 連絡先 |
| 構成団体（委任者） | 所在地 |
| 名　称 |
| 代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 連絡先 |
| 構成団体（委任者） | 所在地 |
| 名　称 |
| 代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 連絡先 |
| 委任事項 | １　指定管理者の指定の申請に関する一切の権限２　酒田市教育委員会との協定締結に関する一切の権限３　経費の請求受領に関する一切の権限４　契約の締結及び履行に関する一切の権限５　その他、上記に付随する一切の権限 |

※団体間で締結した協定書（これに準ずるものを含む。）を添付すること。

（参考例）

共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、「（仮称）酒田市コミュニケーションポート及び八幡分館・松山分館・ひらた図書センター（以下「当該施設」という。）」の管理運営業務（ 以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○○共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、（元号）○○年○○月○○日に成立し、当該業務の指定期間の満了後６月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当該施設の指定管理者となることができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

（構成団体の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成団体は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

代表者

所在地

商号又は名称

代表者

所在地

商号又は名称

代表者

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○○を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、酒田市教育委員会と折衝する権限並びに自己の名義をもって指定管理料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成団体の業務分担等の割合）

第８条　各構成団体の業務分担等の割合は、別表のとおりとする。

２　前項に基づく別表は、構成団体全員及び酒田市教育委員会の承認がなければ、協定締結後に変更することができない。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、全ての構成団体をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、管理業務の履行に当たるものとする。

（構成団体の責任）

第１０条　各構成団体は、当該業務の履行及び下請契約その他の業務の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の預金口座によって取引きするものとする。

（決算）

第１２条　当企業体は、業務の履行の年度（４月１日～翌３月３１日）又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第１３条　当企業体は、決算の結果利益を生じた場合は、第８条に規定する割合により構成団体に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成団体が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成団体の脱退に対する措置）

第１６条　構成団体は、全ての構成団体及び酒田市教育委員会の承認がなければ、当企業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

２　構成団体のうち当該業務履行途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成団体が共同連帯して当該業務を履行する。ただし、代表者が脱退した場合は、酒田市指定管理者制度取扱基準による手続きを経るものとする。

（構成団体の除名）

第１７条　当企業体は、構成団体いずれかが、当該業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る事由を生じさせた場合においては、他の構成団体全員及び酒田市教育委員会の承認により当該構成団体を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成団体に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成団体が除名された場合においては、前条第２項の規定を準用するものとする。

（業務途中における構成団体の破産又は解散に対する処置）

第１８条　構成団体のいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項の規定を準用するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１９条　当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成団体は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第２０条　この協定書に定めのない事項については、第９条に規定する運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり○○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を

作成し、各通に構成団体が記名押印して各自所持するとともに、１通を酒田市教育委員会に提出するものとする。

（元号）　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体の名称　　　○○○共同企業体

代表者　　（所在地）

構成団体　（商号又は名称）

　　　　　（代表者職氏名）　　　　　　　　　　㊞

構成団体　（所在地）

　　　　　（商号又は名称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者職氏名）　　　　　　　　　　㊞

構成団体　（所在地）

　　　　　（商号又は名称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者職氏名）　　　　　　　　　　㊞

別表

○○○共同企業体の業務分担表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成団体名 | 指定管理業務の分担 | 指定管理業務の分担の割合 |
| 　○○株式会社（代表者・受任者） | １　○○の管理に関すること２　△△の運営に関すること | ○○％ |
| 　□□有限会社（委託者） | １　・・・・・２　・・・・・ | ○○％ |
| 　ＮＰＯ法人△△（委託者） | １　・・・・・２　・・・・・ | ○○％ |

注１　上記「業務の分担」については、本協定締結時点で想定する業務分担の内容について、具体的かつ詳細に記載する。

注２　代表者の「指定管理業務の分担の割合」については、他の構成団体より大きいこと。

注３　本協定書第８条第２項の定めるところにより、上記業務分担表は、全ての構成団体及び酒田市教育委員会の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。